

## 令和3年3月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月11日(木) 午後1時54分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(20名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	(欠員)
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘 (欠席)	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		
5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。

本日、3月11日は、三陸沖を震源とする「東日本大震災」が発生した日となります。

観測史上最大規模となる、マグニチュード9.0の地震が発生するとともに、岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸を巨大な津波が襲いました。

この地震と津波による死者は約1万5千人、行方不明者は約2千5百人など、多大な犠牲者が発生したところです。

本日、10回目となり、お亡くなりになられた方々のご冥福を、改めてお祈り申し上げたいと思いますので、黙とうを行います。ご協力をお願いいたします。

皆さま、ご起立、願います。黙とうを行います。  
黙とう。

～ 約30秒 ～

直れ。

ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

○会長 改めて、定例総会の開催にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

3月となり、春の足音が聞こえてくる今日この頃となりました。

また、新しい農業委員の選任に向けましては、来週から、募集の受付が始まるなど、何かとあわただしい時期を迎えております。

更には、新型コロナウイルス感染症対策として、医療関係者へのワクチン接種が始まりましたが、高齢者等への接種が始まるのがいつになるのかが分からないところです。

もうしばらく、コロナ渦での厳しい生活が続きますが、少しでも早く、普通の生活に戻れるよう願うばかりです。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、議案3件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしく、お願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただ今の出席委員は20名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号19番委員より欠席届が出ています。よって、令和3年3月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番 山下 芳文 委員、6番 永利 昇 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、番号1は、3条の無償移転で贈与となっております。小郡地内の田6筆、畑2筆、合計8筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間の贈与のために、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページ、番号2も、3条の無償移転で贈与となっております。干潟地内の田5筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

夫婦間の贈与のために、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果の報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見・質問、ないようです。許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、干潟地内の畑1筆です。

申請地の北側にある山林への通路として、道路を造るために転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地の農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地に分

類されますので、第2種農地に該当します。

また、申請地には、東側に農地が残ることとなりますので、東側の境に、コンクリートブロックを新設し、敷地内、道路として使われる部分につきましては、砂利敷とする計画となっています。

砂利敷きですので、雨水排水については、自然流下になるものと思われます。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1は、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見・質問、ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたしたいと思

います。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

離農するため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の

承認について、所有権移転3件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見・質問、ないようです。本案件について、原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出12件につきまして報告いたします。

番号1は、三沢地内の田2筆、畑2筆、計4筆です。

借主の都合による合意解約です。

次に、番号2は、福童地内の田1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

議案書6ページ、番号3は、福童地内の田2筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号4は、福童地内の田6筆です。

貸主の都合による合意解約です。

議案書7ページ、番号5は、福童地内の田2筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号6は、福童地内の田3筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号7は、福童地内の田1筆です。

貸主の都合による合意解約です。  
議案書 8 ページ、番号 8 は、干潟地内の田 5 筆です。  
貸主の都合による合意解約です。  
番号 9 は、干潟地内の畑 1 筆です。  
貸主の都合による合意解約です。  
議案書 9 ページ、番号 10 は、福童地内の田 6 筆です。  
貸主の都合による合意解約です。  
番号 11 は、大板井地内の田 4 筆です。  
貸主の都合による合意解約です。  
議案書 10 ページ、番号 12 は、下西鯨坂地内の田 1 筆です。  
売買のための合意解約です。  
詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の 11 ページをご覧ください。  
報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による、市街化区域内  
の転用届出について、1 件を報告いたします。  
番号 1 は、戸建て住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項 2 件につきまして、何かご質問はありませんか。
- 議長 はい、議席番号 12 番委員。
- 議席番号 12 番委員 議案書 5 ページから 7 ページまでの A 氏の解約ですけれども、解約理由は貸主の都合となっていますが？もしかしたら、あれですか？
- 議長 事務局、A 氏の解約理由は、ということですが。
- 事務局 お答えいたします。(仮称) 味坂スマートインターチェンジに絡みます、売買で有りますとか、土地の借用というものがございますので、そちらが理由となっております。



○議長 はい、議席番号12番委員。

○議席番号12番委員 B社、C氏との売買とは別ですか？

○議長 事務局、C氏との売買とは違うのかとの質問ですが。

○事務局 土地の所在地から見ますと、C氏との関係ではないものと把握しています。

○議席番号12番委員 分かりました。

○議長 質問者、よろしいですか。

○議長 他に、意見・質問、ないですか。

特に、意見・質問ないようです。

以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年3月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和3年3月11日(木) 午後 2時21分閉会